８弥監公表第６号
令和８年 10 月 30 日

弥富市監査委員　林　　伸一

弥富市監査委員　平野　広行

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第１項、及び第４項の規定に基づき、監査を実施しましたので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

定　期　監　査　結　果　報　告　書

地方自治法第 199 条第１項及び第４項による定期監査として、弥富市監査委員監査基準に準拠して、学校施設及び児童福祉施設の監査を実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第１　監査の概要

１　監査の対象

次の各施設の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般について。

なお、監査の範囲は、主に令和７年度とし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。

○学　校　施　設　　大藤小学校、栄南小学校、十四山西部小学校

○児童福祉施設　　大藤保育所、栄南保育所、大藤児童館、栄南児童館、東部児童館、大藤児童クラブ、栄南児童クラブ、十四山児童クラブ、東部子育て支援センター、のびのび園

２　監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討したうえで、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、また、それらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き監査を実施した。

３　監査の主な実施内容

あらかじめ各施設に提出を求めた所定の資料を基に、次の方法により監査を行った。

（１）書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

（２）備品の実査

各施設に赴き、所有備品を実査した。

（３）説明の聴取

学校長、各保育施設の長及び学校教育課長、児童課長、関係職員から説明を聴取した。

４　監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査委員事務局による監査（事務局監査）	監査委員事務局及び各児童福祉施設	令和８年６月１日～令和８年９月 30 日
監査委員による監査（監査委員監査）	大藤保育所、栄南保育所	令和８年６月 30 日
	大藤小学校、栄南小学校	令和８年８月 28 日
	十四山西部小学校	令和８年９月 29 日

第２　監査の結果

以上のとおり監査した結果、各施設とも、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められたものの、一部で是正または改善が必要である事項（指摘事項）及び、留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。

また、地方自治法第 199 条第 10 項の規程に基づき、監査意見を付した。

なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

【指摘事項】ＰＴＡ会費領収書の不備（紛失）について（大藤小学校）

令和７年度のＰＴＡ会費の振り込みを確認するために各地区から提出された領収書のうち一地区分が紛失により、収入調書に添付されていない事例が見られた（なお、通帳などにより振り込みの確認をすることはできた)。

会計書類の適切な管理を求めるとともに、再発防止に向けた仕組みの構築に取り組まれたい。

【留意事項】備品台帳の記入について（大藤小学校、栄南小学校、大藤保育所）

備品台帳において、廃棄された物品の処理につき、処理日や方法などの記載がないものが見られたことから、適切に記入の上、台帳の管理を行うよう努められたい。

【監査意見】小学校再編整備の下における円滑な学校運営及び児童の視点に立った教育環境の維持向上について求めるもの
（大藤小学校、栄南小学校、十四山西部小学校、十四山東部小学校）

今回、監査を実施した大藤小学校及び栄南小学校は、小学校再編整備に伴い、令和９年度をもって、閉校されることとなっている。また、十四山西部小学校は令和 10 年４月より、「よつば小学校」と名称を改め、開校に向け新しい校舎の整備が進められている。

再編の対象となっている各学校（十四山東部小学校含む）の在校児童にとって、それぞれの校舎での学校生活もわずかとなるが、各児童が現在の学校はもちろん新しい学校においても充実した学校生活を送れるよう、教育環境の維持向上に引き続き取り組まれたい。

また、各校とも閉校及び統合に向け、様々な取組や事務の発生が想定される。通常業務と並行しながら変則的な事務を進めることは容易ではないが、教育委員会を始めとした関係機関と連携を図りながら、適切に事務を遂行されるよう取り組まれたい。

以上